

**中川運河堀止緑地にぎわい創出社会実験  
企画運営業務提案 募集要項**

**令和6年6月21日  
名古屋港管理組合**

# 中川運河堀止緑地にぎわい創出社会実験企画運営業務提案募集要項

## 1. 目的

中川運河堀止緑地（以下「堀止緑地」という。）は、名古屋駅等の都心から人々を中川運河に誘導するゲートエリアに位置し、令和6年度に全面供用した緑地です。また、東側の名古屋市有地においては、開発事業が進められています。

令和5年10月に策定した「中川運河再生計画更新版」において、魅力的な景観形成や夜景の演出、にぎわいのある高質な緑地空間の創出に取り組んでいくこととしています。

本募集は、堀止緑地において、港湾環境整備計画制度の活用を視野に入れたにぎわい創出を図るため、社会実験としてイベントを実施し、緑地の利便性の向上や、良好な景観形成の効果の検証をするため、広く民間事業者から当該イベントにかかる企画運営業務の提案を募集することを目的としています。

## 2. 業務内容

提案を募集する中川運河堀止緑地にぎわい創出社会実験企画運営業務（以下「本業務」という。）は、堀止緑地及び堀止水面におけるにぎわい創出にかかるイベントの企画・設営・運営・撤去・広報をはじめ、名古屋港管理組合（以下「本組合」という。）や関係団体等との連絡調整や必要な手続き、継続的なにぎわい創出を目的とした緑地利用者のニーズ把握など、効果的かつ効率的なイベント企画運営に係る業務一式とします。また、企画提案の内容は以下の仕様に沿ったものとします。

## 3. 企画内容

- (1) 堀止緑地及び堀止水面において、一定期間イルミネーション等による光の演出（以下「イルミネーション等」という。）を行うこと。
- (2) 堀止緑地内において、集客できる企画（例：物販、飲食等）を実施すること。
- (3) 周辺施設のイベント等の実施主体と十分に協議し、相乗効果を高める工夫をすること。
- (4) さまざまな媒体を通じた広告宣伝、情報の提供・発信を実施すること（例：ホームページ、SNS 広告等）。
- (5) 企画立案及び実施に際しては、関係する法令（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、警察法、道路交通法、消防法、興行場法、食品衛生法、著作権法等）、愛知県・名古屋市・本組合の条例・規則その他規程を順守してください。

## 4. イベント開催期間及び本業務の委託期間

- (1) イベント開催期間  
令和6年11月1日（金）～令和7年2月28日（金）（期間内の一定期間）  
※上記の期間に設営・撤去にかかる期間は含まなくて良いこととします。  
※上記の期間内に3（1）のイルミネーション等を2週間以上、3（2）の企画を3日以上行うこととします。
- (2) 本業務の委託期間  
本組合との業務委託契約締結日から令和7年3月24日（月）まで

## 5. 開催場所

堀止緑地及び堀止水面

（別添）「中川運河堀止緑地にぎわい創出社会実験開催場所について」を参照

## 6. イベント開催条件

- (1) 電気は、中部電力の電柱から直接引込を行うか、高架下広場の電源盤の使用を想定しています。なお、高架下広場の電源盤の使用にあたっては、発電機では容量不足である等の理由が必要となります。管理者であるささしまライブ24総合整備事務所と別途調整を行ってください。  
(別添)「中川運河堀止緑地にぎわい創出社会実験での電気の引込可能箇所について」を参照
- (2) 名古屋高速道路公社・名古屋港管理組合の排雪に関する打ち合わせに同席してください。  
※積雪量が多い際の緊急時対応として、令和6年12月1日(日)から令和7年3月20日(木)までの間、名古屋高速道路上の積雪を堀止水面に排雪する可能性があるため。  
(別添)「中川運河堀止緑地にぎわい創出社会実験開催場所について」を参照
- (3) 堀止緑地東側の名古屋市有地及び名古屋高速道路5号万場線高架下の開発工事が行われることから、名古屋市役所名港開発振興課と調整してください。  
※ホテル・カフェ・レストラン等、にぎわい創出に向けた開発が行われます。令和8年3月までに開業予定です。
- (4) 堀止水面を利用する場合は、堀止水面利用者と調整してください(調整先は、堀止水面の利用方法を踏まえたうえで提示します。)
- (5) イベントにより発生する音(音楽、演出等)について、堀止緑地周辺住民等に支障とならないよう、十分に配慮してください。
- (6) 本組合との業務委託契約を締結する以前の段階で、イベント開催期間中に本開催地で他のイベントの開催が決定していた場合は、その日程を除いてください。

## 7. 契約条件等

- (1) 本組合との業務委託契約の契約金額には企画・運営、機材の設置撤去、人件費、租税公課金などの全ての経費を含むものとし、その上限額は9,890,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とします。
- (2) 実施にあたっての警察等関係機関との協議は受注者が窓口となり行ってください。
- (3) 実施にあたっての警備体制の調整は受注者が行ってください。また、その経費は受注者の負担とします。
- (4) 提案内容に基づき本組合と受注者双方で十分協議し、両者が合意する内容で実施します。
- (5) 受注者は、イベントの来場者数の把握を行ってください。
- (6) 受注者は、来場者の一定数にアンケートを取り、イベントの効果検証を行うこととします。イベント実施に伴う課題・その対応策とともに、効果検証の結果を実施結果報告書に記載し、本組合に提出してください。  
※アンケート内容については、実施イベントの満足度や来場者が当該事業に求める内容など、本組合と調整して決定することとします。
- (7) 受注者は、委託業務の実施にあたり、本組合又は第三者に損害を及ぼしたときは、受注者の責に帰することができない事由がある場合を除き、その損害について賠償の責を負うこととします。
- (8) イベントにおいて、第三者から権利侵害などの損害賠償が提起された場合は、受注者自らの責任と費用で解決してください。本組合は一切の責任を負いかねます。
- (9) イベントに伴う事故等は、受注者の責任となるため、実施イベントを対象とした賠償責任保険に加入してください。

## 8. 企画提案書に記載すべき内容

- (1) 企画構成(イベントの名称、事業内容等)  
※実施規模(イルミネーション等点灯期間、LED電球等の設置予定数・位置、3(2)の企画の出店想定数・位置等)及び内容をできる限り詳細に記載してください。
- (2) 周辺施設のイベント等との連携
- (3) 広告宣伝計画(例:ホームページ、SNS広報、チラシ、ポスター等)  
※宣伝媒体、計画内容及び効果の目標設定(SNS広告のクリック率など)をできる限り詳細に記載してください。

※チラシ又はポスターを制作する場合、配布先は本組合と調整することとします。

- (4) 実施体制（運営組織）
- (5) 事業費計画
- (6) 企画に基づく全体配置計画及び警備・安全対策計画
- (7) 過去3年間の類似イベントの開催実績  
開催回数（3年間の累計）と、代表的なイベント2件を上限に名称、開催時期、開催地、内容等が分かる資料をご提示ください。
- (8) その他イベント開催に必要な事項

## 9. 企画提案募集参加資格

### (1) 参加条件

以下の条件を全て満たす事業者又は複数の事業者で構成される団体（以下「グループ」という。）であることとします。グループの場合は、以下の条件を全て満たす事業者のみで構成し、代表する事業者を定めてください。

以下の条件を満たさないことが判明した場合、当該事業者及びグループは失格とします。なお、グループで応募した場合について、代表事業者以外の構成員が失格事項に該当する場合に限り、直ちに失格とはせず、本組合との協議の上、当該構成員等の変更を認めることができるものとします。応募した事業者が参加資格を満たすものであることの確認は、本組合の職員が行います。

- ① 令和6年8月2日（金）（※募集提案日）時点のあいち電子調達共同システム（物品等）において、業務分類の第1希望が、下表のアとイの両方で本組合に登録済みであること。グループの場合、代表事業者の業務分類の第1希望が下表のア又はイで登録済みであり、なおかつアで登録済みの事業者と、イで登録済みの事業者が最低1ずつ構成されていること。

	大分類	中分類	小分類	細分類
ア	役務の提供等	映画等製作・ 広告・催事	催事	イベント企画
イ			広告	広告企画・代行

- ② 過去に類似イベントの開催について企画提案又は実際に開催した実績があること。グループの場合、代表事業者がこの条件を満たすこと。
- ③ 日本国内に本店又は主たる事務所を有していること。
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者でないこと。
- ⑤ 本組合から指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑥ 本組合が行う暴力団関係事業者の排除措置を受けていないこと。
- ⑦ 民事再生法（平成11年法律第225号）、会社更生法（平成14年法律第154号）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく手続開始の申立てがなされた者でないこと等、経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- ⑧ 評価委員会の委員及び委員が属する法人と資本面又は人事面において関連がある者でないこと。

### (2) 応募の制限

- ① 1つの事業者及びグループが複数の案で申し込むことはできません。
- ② 1つの事業者が複数のグループに重複して構成員となることはできません。
- ③ 1つの事業者が単独応募とグループ応募を兼ねることはできません。

## 10. スケジュール

本業務の企画提案書受付開始から、契約までの日程は、下表のスケジュールを予定しています。

項目	日程
企画提案書受付開始	令和6年6月21日（金）
参加表明書締切	令和6年7月 5日（金）
質問締切	令和6年7月 5日（金）
質問回答	令和6年7月12日（金）
企画提案書締切	令和6年8月 2日（金）
一次審査結果通知	令和6年8月中旬頃（企画提案書締切から2週間程）
二次審査（プレゼンテーション）	令和6年8月中旬～9月上旬頃のうち1日 ※詳細は別途通知します
二次審査結果通知	令和6年9月下旬頃
契約の締結	令和6年9月下旬頃

### 11. 企画提案募集参加表明書の提出

企画提案募集参加表明書の提出にあたっては、下表の事項を確認してください。

提出書類	様式集「1.参加表明に係る書類」に記載
提出期限	令和6年7月5日（金）午後5時まで
提出方法	持参、郵送又はe-mail ※持参の場合、平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間としてください。 ※郵送は提出期限必着とし、配達記録郵便を利用してください。
提出先	〒455-0033 名古屋市港区港町1番11号 名古屋港管理組合 総合開発課 担当：長谷川・生田 e-mail：nakagawa@union.nagoyako.lg.jp
その他	・グループの場合、全構成員を明記したうえで、代表の事業者がまとめて提出してください。

### 12. 企画提案書及び評価（1）企画提案書

企画提案書の提出に関する事項は以下のとおりとします。

提出書類	様式集「2.提案に係る書類」に記載 ・部数：10部（企画提案書の1部にのみ社名記載） ※審査は社名を伏せて実施するため、提案者が特定される事項を記載しないようにしてください。
提出期限	令和6年8月2日（金）午後5時まで
提出方法	持参又は郵送 ※持参の場合、平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間としてください。 ※郵送は提出期限必着とし、配達記録郵便を使用してください。
提出先	〒455-0033 名古屋市港区港町1番11号 名古屋港管理組合 総合開発課 担当：長谷川・生田

## (2) 質問の受付及び回答

### ① 質問

質問の提出から回答までの流れは以下のとおりとします。

提出書類	様式集「3.質問に係る書類」に記載
受付期間	令和6年7月5日(金)午後5時まで
受付方法	電子メールのみ(電話や面談による質問には対応できません。)
受付先	名古屋港管理組合 総合開発課 担当:長谷川・生田 e-mail: nakagawa@union.nagoyako.lg.jp
その他	・メールには、質問者の所属、氏名、連絡先(e-mailアドレス)を明記してください。 ・質問が無い場合、質問書の提出は不要です。 ・提案内容の是非及び審査についての質問には回答できません。

### ② 回答

回答は質問者及び質問者以外の全ての応募者に対して、令和6年7月12日(金)(質問締切から一週間)までに、質問者を特定できない形で電子メールにより送付します。

## (3) 評価

### ① 評価体制

企画提案の評価にあたっては、専門的な見地から意見を求め、公平性・透明性を確保するため、学識経験者で構成する「中川運河堀止緑地にぎわい創出社会実験」企画運営業務委託プロポーザル評価委員会(以下「評価委員会」という。)を開催します。

評価委員会の委員は次のとおりです。

氏名	所属等
千頭 聡 (ちかみ さとし)	日本福祉大学 特任教授
村田 直哉 (むらた なおや)	名古屋造形大学 教授
宮下 十有 (みやした とあり)	椋山女学園大学 准教授

### ② 一次審査(書類審査)

評価委員会において、提出された企画提案書を事前採点します。

応募者多数(6者以上)の場合は、「12(3)③ 評価基準」をもとに一次審査を行い、上位5者のみ二次審査を実施します。応募者が5者以下の場合、一次審査は実施しません。一次審査の結果は、全ての応募者に対して通知します。

### ③ 二次審査(プレゼンテーション)

評価委員会において、提出された企画提案書及びプレゼンテーション等の内容を「12(3)④ 評価基準」をもとに評価します。ただし、社会情勢(新型コロナウイルスの感染拡大等)によっては、企画提案書による書類審査のみで評価します。

実施予定日	令和6年8月中旬～9月上旬頃のうち1日 ※日時等の詳細は別途通知
場所	名古屋港管理組合 会議室 事前に通知する時間までに、指定する場所にご集合ください。
説明者	2名以内
持ち時間	準備5分、プレゼンテーション15分、質疑応答10分
内容	プレゼンテーション及び質疑応答を実施 ※提出された企画提案書のみを使用して実施してください。

④ 評価基準（評価項目及び評価点）

開催主旨を踏まえて、以下の評価項目で評価点を付します。

評価項目	評価点 (100点)
○ 企画（イルミネーション等）の実施規模及び内容（緑地の利便性の向上や、良好な景観形成の効果を含めて）について	20
○ 企画（物販・飲食等）の実施規模及び内容（緑地の利便性の向上や、良好な景観形成の効果を含めて）について	20
○ 周辺施設のイベント等との連携について	10
○ 広告宣伝、情報の提供・発信について	20
○ 資金計画、安全対策、警備計画等の管理運営体制について	20
○ 過去3年間の類似イベントの開催実績 (代表的なイベント2件を評価)	10

(4) 留意事項

- ・いかなる理由があっても、提出期限後の差し替え及び再提出は認めません。
- ・虚偽の記載が発覚した場合は提案書を無効とします。
- ・提出された提案書は、提案の採否決定以外の目的には使用しません。
- ・提出された提案書については、返却しません。
- ・提案書作成等に要する費用を本組合は、一切負担しません。
- ・宗教活動又は政治活動を主たる目的としている場合は失格とします。
- ・評価委員会の委員に、評価に関する照会や要求を行うなど、個別に接触が認められた場合は失格とします。
- ・評価委員会の委員及び委員が属する法人と応募した事業者に資本面又は人事面において関連が確認された場合は、提案書を無効とします。

13. 受注候補者選定及び通知

(1) 選定審査

評価委員会における順位付けをもとに、本組合が受注候補者を選定します。

(2) 順位の決定方法

① 最低基準点

(ア) 総合評価点 60.0点

(イ) 各評価項目 5割

※応募が1者のみだった場合も、上記の最低基準点は適用します。

② 決定方法

最低基準点を上回る事業者のうち、総合評価点の最も高い者を最優秀提案者とし、最優秀提案者を受注候補者として決定します。

総合評価点の最も高い者が2以上あるときは、以下の順番で評価します。

(ア) 評価項目「企画（イルミネーション等）の実施規模及び内容（緑地の利便性の向上や、良好な景観形成の効果）について」と「企画（物販・飲食等）の実施規模及び内容（緑地の利便性の向上や、良好な景観形成の効果）について」の評価点の合計点が最も高い者

(イ) 評価項目「広告宣伝、情報の提供・発信について」の評価点が最も高い者

上記条件で決定できない場合は、評価委員が方法を定め、最優秀提案者を決定します。

なお、最優秀提案者が不適格となった場合、又は最優秀提案者から辞退申込があった場合は、審査において次順位となった者を受注候補者とします。

また、審査の結果によっては、該当者なしとする場合があります。

(3) 通知

全ての応募者に対し、速やかに結果を通知します。

14. 実施結果報告書

実施結果報告は以下に従い提出することとします。

提出書類	・実施結果報告書（A4版） 2部 ・実施結果報告書電子媒体 1部
提出期限	令和7年3月24日（月）午後5時まで
提出方法	紙媒体：持参又は郵送 電子媒体：e-mail ※持参の場合、平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間としてください。 ※郵送は提出期限必着とし、配達記録郵便を使用してください。
提出先	〒455-0033 名古屋市港区港町1番11号 名古屋港管理組合 総合開発課 担当：長谷川・生田 e-mail： <a href="mailto:nakagawa@union.nagoyako.lg.jp">nakagawa@union.nagoyako.lg.jp</a>

15. その他

- (1) 応募に関する書類、本組合との業務契約等で使用する言語は日本語、単位はメートル法、数字はアラビア数字、通貨は日本国通貨、時刻は日本標準時、適用法規は日本国内法とします。
- (2) 最優秀提案者選定後、提案者の請求があった場合、当該提案者の評価結果と評価順位を開示します。
- (3) 不採用となった提案者は、不採用となった経緯に疑義があるときは通知日の翌日から起算して2週間以内に、書面により、本組合に対してその理由について説明を求めることができることとします。
- (4) 不採用の理由について説明を求められたときは、説明を求められた日から起算して10日以内に書面により回答します。
- (5) 自然災害や新型コロナウイルス感染症等の影響により、企画提案募集の中止又は募集内容の見直しを行う可能性があります。なお、企画提案募集を中止した場合においても、本組合は、提案書作成等に要した費用を一切負担しません。
- (6) 見積金額が7（1）に規定する上限額を超える提案については、評価の対象としません。